令和６年度

由布市立挾間中学校

学校いじめ防止基本方針

1，学校いじめ防止基本方針

〔はじめに〕

　いじめは，いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体の重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

　そこで本校では，いじめが絶対に許されないことという認識に立ち，いじめが行われず，すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，保護者や地域，関係諸機関等との連携を図りながら，学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに，いじめが疑われる場合には，適切かつ迅速に対処し，さらに再発防止に努めることを旨として，ここに由布市立庄内中学校『学校いじめ防止基本方針』を定める。

〔学校いじめ防止基本方針の位置づけ〕

いじめ防止対策推進法

第十三条　学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その学校の実情に応じ，当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

由布市子どものいじめの防止に関する要綱

挾間中学校学校いじめ防止基本方針

2，いじめとは

(1） いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】（平成25年法律第71号）

|  |
| --- |
| （定義）第二条　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。2　この法律において「学校」とは，学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。3　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。4　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。 |

※１「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※２ 「仲間はずれ」や「集団による無視」などは直接的にかかわるものではないが，心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであり，いじめである。

※３ 「物理的な影響」とは，身体的な攻撃，所有物に対しての攻撃のほか，金品をたかるなども含めたものとする。

※４ いじめた側の心情に関係なく，いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する。

 (2） いじめに対する基本的な考え方

　いじめは，人として決して許されない行為であるが，どの生徒にも，どこの学校でも起こり得る大きな問題である。そのため，いじめ問題は，全教職員すべてが自らの問題として切実に受け止め，徹底して未然防止・早期発見・早期対応に取組まなければならない重要な課題である。

　いじめ問題への取組みにあたり，学校長のリーダーシップのもと，学校全体で組織的に取組みを進める必要がある。特に，未然防止への取り組みは，「いじめを生まない土壌づくり」として全教育活動との関わりと密接につながっており，全教職員が日々の教育実践の中で取組まなければならない。

　また，いじめ問題に関する対応については，早期解消を目指すために家庭や地域・関係機関との密接な連携を図り生徒一人ひとりに応じた適切な指導や支援を進めていかなければならない。

〔いじめに関する基本認識〕

　いじめ問題に取組むためには，いじめ問題にはどのような特質があるのかを認識し，未然防止・早期発見に取組み，万がーいじめを認知した場合は，全教職員で早期対応に取組む必要がある。

　いじめには様々な特質があるが，次のような基本的な認識を持たなければならない。

|  |
| --- |
| ① いじめはどの児童生徒にも，どの学校にも起こり得るものである。② いじめは人権侵害であり，人として決して許される行為ではない。③ いじめは気づきにくいところで行われることが多く，発見しにくい。④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。⑤ いじめられている児童生徒の立場に立った親身な指導を行う。⑥ いじめはその行為の態様により暴行，恐喝，強要等の刑罰法規に抵触する。⑦ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。⑨ いじめは学校，家庭，地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし，一体となって取組むべき問題である。 |

(3） いじめの集団構造と態様

〔いじめにみられる集団構造〕

　いじめは，「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり，喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちの中から，「仲裁者」が現れる，あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば，「いじめる子」への抑止カになる。

〔いじめの態様〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| いじめが与える苦痛 | いじめの態様 | 抵触する可能性のある法規 |
| 心理的苦痛 | 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，いやなことを言われる。 | 脅迫，名誉棄損，侮辱 |
| 仲間はずれ，集団による無視をされる。 |  |
| パソコンや携帯電話等で，誹誘中傷やいやなことをされる。 | 名誉棄損，侮辱 |
| 物理的苦痛 | 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。 | 窃盗，器物破損 |
| 金品をたかられる。 | 恐喝 |
| 暴カ的苦痛 | 軽くぶっかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。 | 暴行 |
| ひどくぶっかられたり，たたかれたり，蹴られたりする。 | 暴行，傷害 |
| いやなことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。 | 強要，強制わいせつ |

　いじめの態様について，その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合は，いじめられている生徒を守り通すということから，毅然とした態度を示すことが大事である。

３，学校の役割

学校は生徒に係るいじめについて，次の役割を負う。

|  |
| --- |
| （１） いじめ防止（未然防止）（２） いじめの発見（早期発見）(3) いじめの解決（早期解決）(4) 保護者対応（５） 由布市教育委員会や子育て支援課及びに児童相談・警察等との連携（６） いじめられた生徒に対する事後のフォローや再発防止 |

４．いじめ防止の基本的な方向と取組

(1） 校内指導体制（校長を中心とした指導体制のもと，全教職員が組織的に指導にあたる。）

〇 子どもに関する情報を全教職員で収集し，課題を共有する。（毎週月曜日，運営委員会において情報交換の場を設定）

 ・ 気になることは，些細なことでも記録に残す。（指導を行った場合も，時間を追って記録をとっておく。）

〇 学校の指導方針を，現状と課題を踏まえたものにする。

 ・ 常に校長に報・連・相を。

〇 指導の具体的な行動基準を共通理解する。

〇 役割分担を明確にし，相互補完的に全教職員で指導にあたる。

 ・ 一部の教職員に負担をかけない。

〇 PDCAサイクルで，常に取組を見直し，修正していく。

**いじめが発生発見したときの対応フロー図**

保 護 者

地域住民

生　徒

教職員

**いじめ発生**

**いじめ発見**

発見

発見

該当者からの訴え

該当者からの訴え

報告

情報提供

報告

担　任

学年部

校　長

（情報収集・的確な指示）

報道機関

（窓口は１本に）

報告・連絡・相談

教育委員会

（第１報を入れる）

校長対応

指導・支援

警察等関係機関

児童相談所等

連携

**未然防止**

**いじめを発見したとき**

全教職員で共通理解

いじめられている児童への指導

いじめている児童への指導

観衆・傍観者・全校への指導

保護者への対応

地域への対応

※いじめと判断した場合は「事故報告」及び「月例報告」で教育委員会へ報告する。

いじめ対策委員会

・迅速かつ正確な情報収集

　（いじめられた児童の立場で、秘密厳守）

・複数で対応、正確な記録を

・的確な指示、早期対応

（危機管理のさ・し・す・せ・そ）

・関係機関との連携

いじめ防止委員会

・学期に１回開催する

・いじめの事案発生時には緊急対応会議を持つ

・委員会での議題は職員会議で報告、周知徹底させる

職　員　会　議

○全教職員でいじめの状況と対応を確認、意思統一を図る。

　情報源は明かさない。　話す内容、話し方等は統一する。

○一人で対応せず組織で指導・対応する。

　子どもとの信頼関係を　　威圧的な指導はしない

○指導後の状況も把握、再発防止に努める。

　全職員で情報交換を

 (2） 年問指導計画

　いじめの未然防止や早期発見のためには，学校全体で組織的，計画的に取組む必要がある。そのため，年度当初に組織体制を整えると同時に，年間の指導計画を立て，学校全体でいじめ問題に取組むことが大切である。

　また，指導計画を作成するにあたっては，教職員の研修，生徒への指導，地域や保護者との連携などに留意し， 総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

 年 間 指 導 計 画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 職員研修等 | 防止対策 | 早期発見 |
| 4月 | いじめ防止委員会研修会①年度初めの打合せ（指導方針・指導計画等）取り組み確認 | 仲間づくり※学級づくり※人間関係づくりプログラム※避難訓練（火災，不審者）保護者への啓発（１学期始学級懇談会） |  |
| 5月 |  | 体育大会への取組 |  |
| 6月 |  | （講演会 ※） |  |
| 7月 | 研修会② |  | いじめアンケート調査①及び分析・面談学校評価（生徒・保護者） |
| 8月 | 1学期の振り返りと2学期の準備 | 平和集会への取組 | 学校評価（地域） |
| 9月 | 研修会③ |  |  |
| 10月 |  | 修学旅行への取組文化祭への取組 |  |
| 11月 |  |  |  |
| 12月 | 2学期の振り返りと3学期の準備 | 人権学習 | いじめアンケート調査②及び分析・面談学校評価（生徒・保護者・地域） |
| 1月 | 研修会④ |  |  |
| 2月 |  |  | いじめアンケート調査③及び分析・面談学校評価（地域） |
| 3月 | 1年の振り返りと次年度の準備 | 卒業式修了式避難訓練（地震） | 学校評価（生徒・保護者） |

※生徒についての情報交換は，毎週運営委員会やチーム会議の中で行い，気になる生徒についての共通理解及び指導・支援にあたる。

※仲間づくり・学級づくりは，学期はじめや学校行事などを機会とし，年間を通して行う。

※人間関係づくりプログラムは，隔週木曜日に短学活を利用し，年間を通して行う。

※人権やいじめ，ネットトラブル等，外部から専門家を招き講演会や出前授業を実施するが，時期は決めず，生徒の状況などを考慮しながら対象学年や内容・タイミングを決めていく。

５，いじめ防止の措置

(1） いじめの予防

　いじめ問題において，「いじめが起こらない学校・学級づくり」等，未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには，「いじめは，どの子どもにも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち，好ましい人間関係を築き，豊かな心を育てる，「いじめを生まない土壌づくり」に取組む必要がある。

① 児童や学級の様子を知る

・教師の気づきを大切にする　　些細な言動を見逃さない　　日記等で心の交流を図る

② 学習指導の充実を図る。

・学びに向かう集団作り　　意欲的に取り組む授業づくり

③ 特別活動，道徳教育の充実を図る。

・体験活動の充実　　異年齢集団での活動　　勤労体験学習の充実

④ 互いに認め合い，支え合い，助け合う仲間づくり。

・主体的な活動を通して自尊感情を育成　　心の居場所づくり

・子どもを中心とした温かみのある学級経営　　自己存在感や充実感の育成

⑤ 豊かな心の育成を図る。

・人権教育の充実　　道徳教育の充実

⑥ 教育相談の充実

・定期的な個人面談の実施

⑦ 保護者，地域への働きかけ

・学校便り，学級だよりの発行HPの更新

・保護者との信頼関係の構築地域人材の活用学校公開

(2） 早期発見

 いじめは潜在化の傾向にあり，発見するのが難しくなっていると言われている。しかし，学校でいじめを発見するのは教師の役目である。子どもは，成長するとともに大人に話さなくなり，発見が難しくなる。

 教師は感性を磨き，いじめは「どの学校でも，どの子にも起こり得る」という認識のもとで，生徒が発する小さなサインも見逃さず，早期発見のために，日頃から教師と生徒との信頼関係を構築しておく必要がある。そして，いじめを見逃さない認知能力を向上させなければならない。

 学校では， 「いじめ発見100%」をめざして取組まなければならない。

〔早期発見の手立て〕

 〇教職員のいじめを認知するカを高める。

 ・教職員の人権意識を高める 生徒理解に努める カウンセリングマインドを高める

 〇日常的な生徒の観察，理解

 ・時間を確保し，できるだけ生徒と一緒にいるように努める。

 ・生徒の表情，態度，言葉づかい，交友関係などを日常的に観察する。

 ‘日記などを通して生徒理解に努める。

 〇日常的に情報交換を行い，情報を収集するとともに，初期段階での組織的な対応を行う。

 ・気になる生徒がいる場合は，担任に伝えるとともに校長・学年部へ報告する。

 ・全教職員の共通理解を図るため，定期的な情報交換を行う。

 ・連絡ノートなどを通して，生徒や保護者からの情報を積極的に収集する。

 ・相談窓口（教頭など）を設ける。

 ・初期段階でも早期解消に向け，組織的な対応に取組む。

 〇定期的なアンケート調査や面談を実施する。

 ・いじめ予防のための教職員意識調査の活用や，いじめに関するアンケート調査の実施を行う。

 ・調査結果をもとに，教育相談の実施を行う。

(3） いじめの対応

　いじめを発見したときは，問題を軽視することなく早期に対応することが大切である。そのため，いじめを認知した教職員はすぐさまいじめを止めるとともにいじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。

　また，解決に向けて一人で抱え込むのではなく，学年や学校全体で組織的に対応できるよう，すぐさま関係者の担任，生徒指導担当に連絡を取るとともに，管理職に報告を行う。

① いじめられている生徒への対応

　いじめられている生徒の立場に立って対応し，いじめられる側にも問題がある」などと，当該生徒を追い詰めるようなことはしない。教師は生徒のことばに傾聴し，当該性との辛い気持ちを理解するように努める。

〇基本的スタンス

・いじめられている生徒の立場に立って対応する。

・いじめの状況を把握，生徒の安全確保に努める。

・家庭と連携し，該当生徒を見守る。

・いじめが解消した後も，再発していないか継続的な観察を行う。

〇事実の確認

・学校として，「何としても守る」という姿勢を示す。

・プライバシーの保護に十分配慮する。

①いつごろから　　②何をきっかけとして　　③誰から（人数も）　　④どこで

⑤どのようなやり方で　　⑥どんなことをされた　　⑦被害状況（身体や金品など）

〇確認の方法

・傾聴に心掛ける。　　・言葉を繰り返しながら確認をする。　　・一つひとつ内容を整理する。

〇留意点

・再発防止　　・潜在化防止　　・PTSD対応（カウンセリングなど）　　・自殺危険度のアセスメント

② いじめている生徒への対応

　いじめは絶対に許されるべきものではない。どんな理由があるにせよ，「いじめる側が悪い」「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導を行う。

〇基本的スタンス

・いじめは絶対に許すことのできない問題であることを厳しく指導する。

・いじめはいかなる理由があっても認められないものである。

・いじめられた生徒が安心して学校生活が送れるようにいじめた生徒を指導する。

・いじめをした生徒と信頼関係に立ち，問題行動の解決を図る。

〇事実の確認

①いつごろから　　②何をきっかけとして　　③誰を何人で　　④どこで

⑤どのようなやり方で　　⑥どんなことを行った　　⑦加えた加害状況

〇確認の方法

・傾聴に心掛ける。　　・言葉を繰り返しながら確認をする。　　・一つひとつ内容を整理する。

・複数人の場合は，事実確認をしっかり行う。

〇留意点

・加害者の背景（学校生活，家庭生活等のストレッサー）　　・加害者が被害者にならぬように

③ 友人，知人（観衆，傍観者）への対応

　いじめは，いじめられた生徒といじめた生徒だけの問題ではなく，周りの生徒の態度によって，いじめは助長されたり，抑止されたりする。「いじめゼロ」をめざすためにも，全職員で観衆や傍観者をつくらない学級経営に努めることが大切である。

〇基本的スタンス

・すべての生徒にいじめは絶対に許すことができない問題であることを指導する。

・いじめを抑止する学級づくりに努める。

・自治活動の中で，いじめをなくす活動を計画させる。

・いじめられた側の心の痛みに配慮する。

・いじめを認知したとき，大人に通知する勇気を持たせる。

〇留意点

・観衆も傍観者も加害者になることを理解させる。

④ 保護者及び関係機関との連携

　保護者としては，どちらの立場に立とうが，つらい気持ちは同じである。大切なことは，親の立場に立ち対応することである。保護者へ連絡するときは，事実確認や指導方針を理解してもらうために，電話連絡ではなく家庭訪問など直接会って説明するのが望ましい。

〔保護者〕主に学級担任を中心に対応

〇学校から伝えること

（調査で分かったことのみ。憶測や確認できていないことについては言わない）

・被害者最優先の姿勢で対応する方針であること。

・加害者側へ毅然と対応する方針であること。

〇学校が確認すること

・保護者が知り得た情報学校に対する要望

・学校への具体的支援の内容警察への被害申告の意思

〇学校が配慮すること

（被害者，加害者どちらの保護者にもいじめを解消できるように協力を求める）

・知り得た事象内容の保護者への公表　　・安全配慮が不＋分であった場合の謝罪

〔地域・関係機関〕主に管理職を中心に対応

〇学校から伝えること

・被害者関係者の意向を十分に確認した上で，学校長が必要と判断した事象内容のみ

・生徒の見守りなどの依頼（地域）

・学校への協力依頼（関係機関）

〇学校が確認すること

・PTA，地域の人が知り得た情報学校に対する具体的支援の要望内容

・関係機関が知り得た情報専門家の立場からの助言（ケース会議を開催も視野に）

・学校に対する具体的支援の内容

〔警察〕主に管理職を中心に対応

〇学校と警察との連携

・スクールサポーター等による非行防止教室の開催（いじめの未然防止につながる）

〇学校から伝えること

・生徒の健全育成を図ることを目的として，いじめ事象についての情報の共有と対応の協議

・犯罪行為となるいじめ事象や，校長が通報を必要と判断した事象

６．ネットいじめへの対応

 パソコンや携帯電話・スマートホンを利用して，特定の子どもの悪口や誹誇中傷する内容等をインターネットのWebサイトの掲示板等に書き込んだり，メールを送ったりするなどの方法でいじめを行うケースが増えている。

（１） ネット上のいじめとは

 ① 不特定多数のものから，特定の子に対する誹誇中傷が絶え間なく行われ，だれにより書き込まれたかを特定することが困難な場合が多く，被害が短期間で極めて深刻なものになる。

 ② ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われ子どもが被害者にも加害者にもなりうる。

 ③ ネット上に掲載された画像や個人情報は加工が容易にできることから，子どもたちの画像や個人情報がネット上に流出し，悪用されやすい。

 ④ 保護者や教師が，子どものネット利用の実態を十分把握できないため，「ネット上のいじめ」 を発見することが難しく，効果的な対策を講じることが困難である。

（２） ネット上のいじめの具体例と危険性

 ○ メールでのいじめ

 ○ ブログでのいじめ（「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され，日記のように更新されるWebサイトのこと。）

 ○ チェーンメールでのいじめ

 ○ 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

 ○ SNSから生じたいじめ（「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイトのこと。）

 ○ 動画共有サイトでのいじめ

《危険性》

 ○ 匿名性により，自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと，安易に誹誇中傷が書き込まれ，被害者にとっては，周囲のみんなが誹誇中傷していると思うなど，心理的ダメージが大きい。

 ○ 掲載された個人情報や画像は，情報の加工が容易にできることから，誹誇中傷の対象として悪用されやすい。

 ○ スマートフオンで撮影した写真を安易に掲載した場合，写真に付加された位置情報（GPS）により自宅 等が特定されるなど，利用者の情報が流出する危険性がある。

 ○ 一度流出した個人情報は，回収することが困難であるだけでなく，不特定多数の者に流れたり，アクセスされたりする危険性がある。

（３） ネットいじめの未然防止

　学校での情報モラルの指導だけでは限界があり，家庭での指導が不可欠である。保護者と連携・協カし指導を行う事が重要である。

① 保護者への対応

〇 子どもたちのパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり，フィルタリングだけでなく，家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと，特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。

〇 インターネットへのアクセスは，「トラブルの入り口に立っている」という認識や，知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといった，スマートフオン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。

〇 「ネット上のいじめ」は，他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

② 生徒への対応

〇 発信した情報は，多くの人にすぐに広まること。

〇 匿名でも書き込みをした人は，特定できること。

〇 違法情報や有害情報が含まれていること。

〇 書き込みが原因で，思わぬトラブルを招き，被害者の自殺だけでなく，傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

〇 一度流出した情報は，簡単には回収できないこと。

（４） ネット上のいじめが発見された場合の対応

① 生徒への対応

〇 被害者生徒への対応

・きめ細かなケアを行い，いじめられた子どもを守り通すことが重要。

〇 加害生徒への対応

・加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから，背景や事情について詳細に調べるなど適切な対応が必要である。十分な配慮のもと粘り強い指導を行う。

〇 全校生徒への対応

・個人情報保護など十分な配慮のもと，全校児童への指導を行う。

② 保護者への対応

〇 迅速に連絡を行い，家庭訪間などを行うなどして，学校の指導方針を説明し，相談しながら対応する。

③ 書き込みサイトへの削除依頼

〇 学校，保護者だけでは解決が困難な事例が多く，被害の拡大を防ぐために，警察や専門機関に相談し，迅速に行う。

〇 サイトの「お問い合わせ」「ヘルプ」を確認し，削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し，運営会社や管理者に連絡をする。

削除の手順（例）

ネット上でのいじめを発見

子どもや保護者からの相談

書き込みの確認

掲示板のアドレス確認

書き込み内容をプリントアウト

プロバイダに削除依頼

管理者への削除依頼

警察等の関係機関に相談

削除されたか確認

子ども，保護者への連絡

削除されない場合

サイバー犯罪対策室

097-536-2131

７．重大事態への対応

【重大事態】とは

いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。「生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合。　　法第28条第1項

〔対応策〕

〇速やかに監督官庁，警察などの関係機関に報告を行う。管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し，迅速に事案の解決にあたる。

〇事案によっては，学年や学校のすべての保護者に説明をする必要の是非と判断，必要があれば当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

〇事案の内容によってはマスコミ対応も考えられるので，対応窓口を明確にして誠実な対応に努める。

**重大事態対応フロー図**

**いじめの認知**

日常の観察、アンケート

教育相談、児童の訴え

管理職

生徒指導主事

**いじめ対策委員会**

構成メンバー（※公平性・中立性の確保）

校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・関係教諭・養護教諭

教育委員会・医師・弁護士など

**職員会議**

※情報の共有

※共通理解

**☆いじめの認知報告**

**☆調査方針、方法の決定**

報告

報告

**調査・事実関係の把握**

**保護者**

※希望により、被害者の生徒、保護者の所見を調査結果に添えることができる。

報告

**教育委員会**

**地方公共団体の長**

・発生時

・調査終了時

報告

※再調査を実施の場合は議会に報告

**☆指導方針の決定、指導体制の確立**

**（指導、支援の対象、具体的な手立て）**

**いじめ解決への指導・支援**

**継続指導・経過観察**

**☆事態収拾の判断（被害者がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好となっている）**

**地域**

民生委員

**関係機関**

・教育委員会

・警察

・福祉関係

・医療機関

※指導、支援

**収束**

**継続**

**日常の指導体制の充実**

いじめ早期発見のためのチェックリスト

１．いじめが起こりやすい，起こっている集団

|  |  |
| --- | --- |
| □ 朝いつも誰かの机が曲がっている□ 教職員がいないと掃除がきちんとできない□ 授業中，教職員に見えないように消しゴム投げをしている□ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある□ 班にすると机と机の間に隙間がある□ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする | □ 自分たちのグループだけでまとまり，他を寄せつけない雰囲気がある□ グループ分けをすると特定の子どもが残る□ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる□ 些細なことで冷やかしたりするグループがある |

２．登下校朝の会

|  |  |
| --- | --- |
| □ 遅刻欠席が多くなる□ 早退や一人で下校することが増える | □ 顔色が悪く，元気がない |

３．授業時間

|  |  |
| --- | --- |
| □ 教室へいつも遅れて入ってくる□ 学習意欲が減退し忘れ物が増える□ 理由もなく成績が突然下がる□ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | □ 発言すると友だちから冷やかされる□ 教職員がほめると冷やかされたり，陰口を言われたりする |

4．昼食時

|  |  |
| --- | --- |
| □ 他の生徒の机から机を少し離している□ 食事の量が減ったり，食べなかったりする | □ 好きな物を他の生徒にあげる□ 食べ物にいたずらされる |

5.休み時間

|  |  |
| --- | --- |
| □ わざとらしくはしゃいでいる□ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり，愛想笑いをしたりする□ 手や足にすり傷やあざがある□ けがの状況と本人が言う理由がー致しない□ 教職員の近くにいたがる | □ 一人でいることが多い□ ボタンがとれたり，ポケットが破れたりしている□服に靴の跡がついている□ いつもみんなの行動を気にし，目立たないようにしている |

6．その他

|  |  |
| --- | --- |
| □ 班編成の時に孤立しがちである□ ―人で離れて掃除をしている□ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている□ 持ち物が壊されたり，隠されたりする□ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | □ 下を向いて視線を合わせようとしない□ ときどき涙ぐんでいる□ 必要以上のお金を持ち，友だちにおごるなどする□ 持ち物や机，ロッカーに落書きをされる |

※ いじめ対応後には， 「いじめが再発していないか」「いじめられた生徒がいやな思いをしていないか」 などの見守りを，時間をかけて行っていく必要がある。（いじめ対応後から3か月間は観察を続けること。

学校生活のアンケート（保護者用）

|  |
| --- |
|  あなたのお子さんが通う学校について，いくつか質間します。学校に通っているお子さんが2人以上いるときは１人を選び，そのお子さんの学校での体験をもとに回答してください。できるだけ正直に回答してください。人に知られることはありません。アンケートは，封筒に入れて提出して下さい。 以下の貿問に該当する答を選んで，あてはまるものに〇をつけてください。  |

 お子さん（ 年 組） （ 男 ・ 女 ） あてはまる方に〇をつけてください。

1 学校でお子さんは安全だと感じていますか。

 ア 感じている イ 感じていない ウ わからない

2 学校には，何か問題があった場合，お子さんが相談できる教師か大人が少なくとも1人はいますか。

 ア いる イ いない ウ わからない

以下の質間は，学校やそれ以外の場所，登下校時におけるいじめに関するものです。

|  |
| --- |
| 　「いじめ」とは，「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法）と定義されています。この定義をもとにお答えください。 |

3 うちの子どもは学校でいじめられている。

 ア あてはまる イ あてはまらない ウ わからない

4 最近，お子さんは学校でほかの子どもにいじめられている様子はありませんか。

 ア ある イ ない ウ わからない

5 最近，お子さんは学校でほかの子どもにいじわるをしている様子はありませんか。

 ア ある イ ない ウ わからない

6 お子さんから，学校でいじめを見たことがあるという話を聞いたことがありますか。

 ア ある イ ない ウ わからない

7 お子さんが学校でいじめに対処する方法を教えられていると思いますか。

 ア 思う イ 思わない ウ わからない

8 過去1ケ月の間に学校に行くのを嫌がって欠席した日がありますか。

 ア ある イ ない

9 お子さんと学校でいじめについて話したことがありますか。

 ア ある イ ない

10 いじめに関する不安を教職員と話し合ったことがありますか。

 ア はい イ いいえ

11 教職員は，あなたと協カしていじめを解決するために，適切な対応をしてくれると思いますか。

 ア はい イ いいえ

12 今後，教職員にどのような行動を望みますか具体的にお書きください。

13 大分県には， 「いじめ」のことで電話相談できるところがありますが，そのことをご存じですか。

 ア はい イ いいえ

以上でアンケートは終わりです。ありがとうございました。

いじめの報告書式

第1号様式

（市町村立学校→市町村教委→教育事務所→義務教育課→県教委担当課・室）

事件・事故の概要及び対応報告書 第1号 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）学校

|  |  |
| --- | --- |
| ①報告日時 | 令和 年 月 日 時 分 |
| ②県立学校の連絡窓口責任者(TEL・FAX) | 正 | 所属 |  | 職 |  | 氏名 |  |
| （所属） |  | （自宅） |  | （携帯） |  |
| 副 | 所属 |  | 職 |  | 氏名 |  |
| （所属） |  | （自宅） |  | （携帯） |  |
| 事件・事故の概要 | ③事件等の種別（いじめ，暴力事案等） |  |
| ④発生日時 | 令和 年 月 日 時 分 |
| ⑤発生場所 |  |
| ⑥関係児童・生徒等 | 児童・生徒等の学年・氏名※被害児童生徒と披害接害生桂が分かるように記述すること |
| ⑦経緯・概要・情報源・何が起きているか・被害者の状況・加害者の状況・その他 | ①どのような境面で，どのようなことが起きたのか簡潔に記入する②いじめの態様（蹴る，叩く，金品をたかられる等）を記入するできれば，いじめが起きた現場を図示する。 |
| ⑧学校における初動対応の内容（時系列で記入）・発見の経緯・事実確認の様子・校内体制づくり・保護者への連絡・警察等関係機関との連携・報道対応等 | （必要に応じて別紙作成） 以下の項目を簡潔に記入する①発見の経緯，初期対応等を時系列で②事実確認の様子（被害者からの聞き取り内容，加害者からの聞き取り内容，周囲にいだ者からの聞き取り内容等）③校内体制づくりの流れ④保護者への連絡等⑤関係機関との連携等⑥報道対応等 |

※③～⑧は，「児童・生徒・職員及び学校施設・設備の事故について」（昭和42年11月28日教委庶第826号 教育長通知）に規定する様式1又は2の添付も可とする。

取組点検票

(1）教職員用

|  |  |
| --- | --- |
| 取組内容 | 具体的な評価項目【点検（A；十分，B；まあまあ十分，C；やや不十分，D；不十分）】 |
| 児童生徒理解，未然防止や早期発見（リスクマネジメント） | 評価 | 問題を隠さず，迅速かつ適切な対応，組織的な取組　（クライシスマネジメント） | 評価 |
| 校長 | 〔姿勢・意欲〕活カある職場づくり（風通しのよい職場づくりをめざし）いじめ等の未然防止や早期発見を行う姿勢がみられるか。 |  | 〔姿勢・意欲〕活カある職場づくり（風通しのよい職場づくりをめざし）問題を隠さず迅速かつ適切な対応ができる学校運営を行う姿勢がみられるか。 |  |
| 教頭 | 〔姿勢・意欲〕活カある職場づくり（校長の補佐役として）職員とのコミュニケーションを図り，いじめ等の未然防止や早期発見を行う姿勢がみられるか。 |  | 〔姿勢・意欲］活カある職場づくり（校長の補佐役として）職員とのコミュニケ一ションを図り，問題を隠さず迅速かつ適切な対応ができる学校運営を行う姿勢がみられるか。 |  |
| 教諭等 | 〔姿勢・意欲〕積極性いじめ等の未然防止や早期発見に進んで取り組んでいるか。 |  | 〔姿勢・意欲〕責任感問題を発見したら，真撃に受け止め，隠さず，迅連かつ適切な対応を図っているか。 |  |

 (2）学校用

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 領域及び指導項目 | 具体的な評価項目【点検（A；十分，B；まあまあ十分，C；やや不十分，D；不十分）】 | 評価 |
| 組織的な指導体制 | 1　「いじめ対策委員会」等が組維されている． |  |
| 2　「いじめ対策委員会」等が一学期に１回以上定期的に開催されている。 |  |
| 3　いじめ対策の中心となる担当者が位置づけられており，全教職員に周知している。 |  |
| 4　いじめ間題についての碁本的理解とともに，その対応や各数師の授割についての共通認識を図るための会議や研惨がもたれている。 |  |
| 5　教職員の間で，常に情報交換ができる職場環境がある。 |  |
| 日常的な児童生徒理解 | 1　定期的に家庭との連絡を取り，学校や家庭での様子について情報交換している。 |  |
| 2　年3回以上のアンケート調査や，生徒が相談しやすい環境づくりなど，教育相談体制の充実が図られている。 |  |
| 3　日常的な観察だけでなく，アセスメントツール等の客観的な指標を活用して子どもの人間関係の変化を把握している |  |
| 4　生徒の個別のチエックシ一ト等を活用し,小さな変化やいじめの兆候を察知している。 |  |
| 5　児童生徒や保駐者の相議窟口が担任以外に設定されており，周知されている。 |  |
| 関係機関との連携 | 1 県や市町村の相談機関，警察，福祉，医療等との連携が図れるように，各機関の連格先や担当者を把擢できている。 |  |
| 2 関係機関との連携窓口（校内担当者）が快まっている。 |  |
| 3 警察や幅祉事務所等の関係機関と定期的な情報交換の場を設定している。 |  |
| 4 人権抑護関係者～福祉関係者，医療関係者等と連携していじめについての講演会を行っている。 |  |
| 5 警察やスク一ルサポ一タ一と連携したいじめ対策を行っている。 |  |

